

生物多様性基本法

略称:なし

(平成 20 年法律第 58 号) (公布日平成 20 年 6 月 6 日) (施行日平成 20 年 6 月 6 日)

e-Gov (法): <https://laws.e-gov.go.jp/law/420AC1000000058>

環境省 HP: <https://www.env.go.jp/nature/biodiversity/kihonhou.html>

この法律は、国が生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方を示した法律です。生物多様性を、遺伝子、種および生態系の 3 つレベルの多様性と定義しています。「事業者」で始まる条項は第 6 条のみで、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努める責務を課しています。都道府県や市町村に対して、生物多様性地域戦略を策定する努力義務を課していますので、事業場がある都道府県・市町村が策定している場合は、生物多様性に取り組む際の参考になります。

<法律の骨格>

- 保全と利用に関する原則とその考え方(予防的順応的取組方法、長期的な視点、温暖化対策との連携)について 3 つの原則を定めています【3 条】。
- 国に対しては、基本原則にのつるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を課している
- 【法 4】。
- 政府に対しては、毎年、国会に、生物の多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して講じた施策に関する報告および施策(生物多様性白書)の提出【法 10】および「生物多様性国家戦略」の策定【法 11】を義務付けている。
- 都道府県及び市町村に対しては、基本原則に則った施策の実施する責務を課す【法 6】とともに、「生物多様性地域戦略」を策定する努力義務を課している。【法 13】。
- 事業者に対しては、基本原則に則って、事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握して関係者と連携して生物多様性に配慮し、影響の低減および持続可能な利用に努める責務を課している。【法 6】。

条項	条文	種類
第 1 条	(目的) この法律は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。	目的
第 2 条第 1 項	この法律において「 生物の多様性 」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。	定義
第 2 条第 2 項	この法律において「 持続可能な利用 」とは、現在及び将来の世代の人間が生物の多様性の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である生物の多様性が将来にわたって維持されるよう、生物その他の生物の多様性の構成要素及び生物の多様性の恵沢の	定義

	長期的な減少をもたらさない方法(以下「持続可能な方法」という。)により生物の多様性の構成要素を利用することをいう。	
第3条第1項	(基本原則) 生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることにかんがみ、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。	基本原則
第3条第2項	(基本原則) 生物の多様性の利用は、社会経済活動の変化に伴い生物の多様性が損なわれてきたこと及び自然資源の利用により国内外の生物の多様性に影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、生物の多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用することを旨として行われなければならない。	基本原則
第3条第3項	(基本原則) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業等の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行われなければならない。	基本原則
第3条第4項	(基本原則) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性から長期的かつ継続的に多くの利益がもたらされることにかんがみ、長期的な観点から生態系等の保全及び再生に努めることを旨として行われなければならない。	基本原則
第3条第5項	(基本原則) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の防止等に資するとの認識の下に行われなければならない。	基本原則
第4条	(国の責務) 国は、前条に定める生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則(以下「基本原則」という。)にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。	責務 (国)
第5条	(地方公共団体の責務) 地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。	責務 (地方公共団体)
第6条	(事業者の責務) 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。	責務 (事業者)
第7条第1項	(国民及び民間の団体の責務) 国民は、基本原則にのっとり、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努める	責務 (国民、 民間団体)

	ものとする。	
第7条第2項	国民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努めるものとする。	努力義務 (国民、民間団体)
第10項第1項	(年次報告等) 政府は、毎年、国会に、生物の多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。	義務 (政府)
第10項第2項	政府は、毎年、前項の報告に係る生物の多様性の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。	義務 (政府)
第11項第1項	(生物多様性国家戦略の策定等) 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性国家戦略」という。)を定めなければならない。	義務 (政府)
第13項第1項	(生物多様性地域戦略の策定等) 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。	義務 (都道府県、市町村)